

岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
 - 第 2 章 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 9 条）
 - 第 3 章 岩倉市いじめ問題専門委員会（第 10 条—第 18 条）
 - 第 4 章 岩倉市いじめ問題調査委員会（第 19 条—第 25 条）
 - 第 5 章 雑則（第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

第 2 章 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会

（協議会の設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事項）

第 3 条 協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（協議会の組織）

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 市内小中学校の代表者
- (2) 市内小中学校の保護者の代表者
- (3) 愛知県一宮児童相談センター職員
- (4) 人権擁護委員
- (5) 主任児童委員

(6) 愛知県江南警察署署員

(7) 市職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(協議会の委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(協議会への関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会教育こども未来部学校教育課において処理する。

第3章 岩倉市いじめ問題専門委員会

(専門委員会の設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として、岩倉市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(専門委員会の所掌事項)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）の対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関すること。

(3) その他いじめの防止等に関し、教育委員会が必要と認める事項
(専門委員会の組織)

第12条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(専門委員会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員会の臨時委員)

第14条 教育委員会は、専門委員会に重大事態が生じた場合に特別の事項を調査審議させる必要があると認めるときは、前条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(専門委員会の委員長)

第15条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第16条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会への関係者の出席等)

第17条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員会の庶務)

第18条 専門委員会の庶務は、教育委員会教育こども未来部学校教育課において処理する。

第4章 岩倉市いじめ問題調査委員会

(調査委員会の設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき必要があると認めるときは、市長の附属機関として、岩倉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査委員会の所掌事項)

第20条 調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、その結果を市長に報告する。

(調査委員会の組織等)

第21条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、前条の報告を行ったときは、解任されるものとする。

(調査委員会の委員長)

第22条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(調査委員会の会議)

第23条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 調査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査委員会への関係者の出席)

第24条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(調査委員会の庶務)

第25条 調査委員会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

第5章 雑則

第26条 この条例に定めるもののほか、協議会又は専門委員会若しくは調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。